

令和8年9月30日

各位

株式会社富山第一銀行

住宅ローン 金利引下げ条件項目「家族割」の取扱い開始について

株式会社富山第一銀行（頭取 野村充）は、住宅ローンをご利用中のお客さま、および新たにご利用いただくお客さまの金利負担の軽減と、利便性向上を図るため、住宅ローンの金利引下げ項目に「家族割」を新設し、令和8年10月1日より取扱いを開始いたします。

本制度は、従来の住宅ローン金利引下げ項目（最大年 1.3%）に加え、お客さまのご家族による給与振込または年金振込のご利用状況に応じて、最大年 0.3%を引き下げるものです。これにより、従来の金利引下げと合わせて、最大年 1.6%の金利引下げが可能となります。

近年、金融環境が変化する中、お客さまの住宅ローンに対する金利負担への関心が高まっています。当行では、こうした環境を踏まえ、住宅ローンをご利用いただくお客さまの負担軽減を図るとともに、ご家族を含めた幅広い金融ニーズにお応えするため、本制度を導入することといたしました。

当行は、今後ともお客さまのライフステージやニーズに応じた商品・サービスの提供を通じて、地域のお客さまとの長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。

記

1. 取扱い開始日 令和8年10月1日（木）

2. 「家族割」概要

項目	内容
適用条件	住宅ローン利用者のご家族が当行で給与振込（当行所定の金額以上、予約可）または年金振込をご利用の方
引下げ幅	ご家族おひとり当たり 年 0.1% ※最大3人 年 0.3%まで

※ ご家族の範囲は、配偶者および一親等以内の親族（お子さま、ご両親、配偶者のご両親）となります。同居のご家族、別居のご家族とも対象となります。ご家族であることを確認するため、戸籍謄本等のご提出をお願いする場合がございます。家族割の適用には、お手続きが必要です。給与振込とは、通帳に「給与」、「キウヨ」、「キウヨ」と表示される7万円以上のお振込みをいいます。通帳に表示されない場合は、お勤め先にご相談下さい。年金受取とは、通帳に「年金」と表示される公的年金（国民年金・厚生年金、共済年金等）のお受取りをいいます。



家族割

※対象条件を満たしたご家族おひとりにつき0.1% 3名まで

最大 0.3%

【本件に関する問い合わせ先】リテール部 電話番号 076-461-3891

以上